

金沢子ども 読書推進プラン 2019

～「子ども読書のまち金沢」をめざして～



はじめに

子供の読書活動は、言葉を学び、想像力、創造力、表現力を育むとともに、感性を磨き、また、多くの知識や情報を得るなど、子供の発達段階に応じて、大きな役割があります。

乳幼児期における絵本の読み聞かせは、子供が読書の楽しさを知るとともに、言葉を学び人の話を聞く力や自分の気持ちを言葉で表す力を育みます。

また、家庭での読み聞かせは、親子のふれあいや家族の絆を一層深め、親子の読書習慣を育むことにもつながります。

小学生では、多くの本を読み読書の幅が広がりはじめ、様々な世界にふれることで想像力が育ちます。中学生以降では、共感や感動できる本を選ぶほか、目的や興味に応じた多様な読書を行うことで、自分で考え自ら行動する力を育むことにもつながります。

子供が読書習慣を身に付け、自ら進んで読書活動を行っていくための環境を整えることは、社会全体で積極的に取り組まなければならない努めであります。

本プランに基づき、家庭・学校等・地域・行政・企業が連携し、子供たちが心豊かに健やかに成長するように読書活動推進に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり、ご尽力いただきました金沢市子ども読書活動推進会議委員の方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様やご協力いただきました関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

2019年3月

金沢市教育委員会

目 次

計画策定の趣旨	P 1
基本方針	P 3
計画の目標	P 4
現状・課題・取り組み	
1. 家庭	P 5
2. 学校等	P 6
3. 地域	P 13
4. 行政	P 18
5. 企業	P 27
「金沢子ども読書推進プラン2019」の推進体制と 計画の点検・評価	P 30
「金沢子ども読書推進プラン2019」に関する 審議経過	P 31
資 料	
子どもの読書活動の推進に関する法律	P 33
子どもの幸せと健やかな成長を図るための 社会の役割に関する条例	P 35

計画策定の趣旨

計画の目的

子供の読書の重要性に鑑み、国は2001年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、2002年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定して、施策の方向性を示しました。

金沢市においては、2001年12月に「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」を制定し、2003年3月には「金沢子どもを育む行動計画」を策定しました。

「金沢子ども読書推進プラン」は、これらの法律、条例の精神を受け、読書活動を通じて子供が心豊かに健やかに成長することを願い2004年3月に策定されたものであり、家庭、学校等、地域、行政、企業の各主体が取り組む読書活動推進に関する方向性や行動内容を示すことを目的としています。

このプランの実践を通じてすべての子供たちに読書習慣が形成され、子供が自ら進んで読書活動を行う主体性を身に付けることを目指します。

第三次計画までの成果と課題

2004年3月に策定した「金沢子ども読書推進プラン21」は2008年度で計画期間を終了しましたが、2009年3月に第二次プラン、2014年3月に第三次プランを策定し、子供を取り巻く社会環境の新たな変化にも即した行動計画を示し続けています。

第三次計画期間までの主な成果

- 2008年に玉川こども図書館、2011年に金沢海みらい図書館が開館し、自動車文庫と合わせて児童へのサービス網が広がり、市立図書館全館における15歳以下の人口一人当たりの児童書の蔵書冊数は、2014年度4.4冊から2017年度5.2冊に増加した。
- 幼稚園・保育所（園）・児童館・児童クラブ等では、絵本・児童書コーナーの充実が図られ、教職員や地域の子ども文庫等ボランティアによる子供への本の読み聞かせやおはなし会の取り組みが定着した。
- 2011年度から市立小中学校の図書館に学校司書が配置され、2018年度には39人の学校司書が週2～3回の割合で担当校に配置されている。
このことにより学校での読書推進が進み、2017年度の児童生徒一人当たりの年間貸出冊数は、2014年度と比較して小学校では69.1冊から82.7冊に、中学校では11.3冊から17.3冊に増加した。

- また、学校で2017年度の学校図書館及び学校司書を活用した授業実践についても、2014年度と比較し、小学校では10.7回/月から15.3回/月に、中学校では5.7回/月から6.5/月に増加した。
- 金沢市PTA協議会では、各市立小中学校の児童生徒と保護者及び教職員を対象としたアンケート調査の結果を基に、小学生に向けたおすすめ本リスト「親子で読んでみまっし」、中学生に向けたおすすめ本リスト「読んでみまっし」を改訂し、市立全小中学生に配布した。

本プランにおける主な課題と方向性

- 家庭内に様々な情報メディアが浸透し、スマートフォンの普及等により大人が子供と共に読書を楽しむ時間等、読書環境への影響が懸念される。子供に読書習慣を定着させるためには、家庭における読書を啓発していくとともに、家庭・地域・学校等社会全体で子供の読書活動に取り組むことが必要である。
- 少子高齢化・核家族化の進行により、家庭教育の大切さが再認識されている。親や保護者に対して読書活動の意義を伝えるとともに、家庭での読書習慣づくりを支援していくことが必要である。
- 子供の発達段階を通じて、継続的に各段階に応じた読書活動を推進し、読書習慣を形成していく必要がある。特に小中学生に対しては自主的な読書活動を促すようにすることが望ましい。
- 乳幼児期からの読書習慣を継続させていくためにも、学校図書館との一層の連携協力が必要である。
- 学習指導要領等の改訂により、外国語（英語）教育の充実や、情報活用能力の育成として、プログラミング教育の新設など子供たちを取り巻く情勢が変化していく中、子供の読書活動の一層の推進を図るため、各機関の連携協力が不可欠である。引き続き、玉川こども図書館は子供の読書活動の推進拠点としてのハード・ソフト両面からの機能の充実が求められる。

計画期間

2019年度から2023年度までの5年間

(情勢の変化等により、必要に応じて見直すものとします)

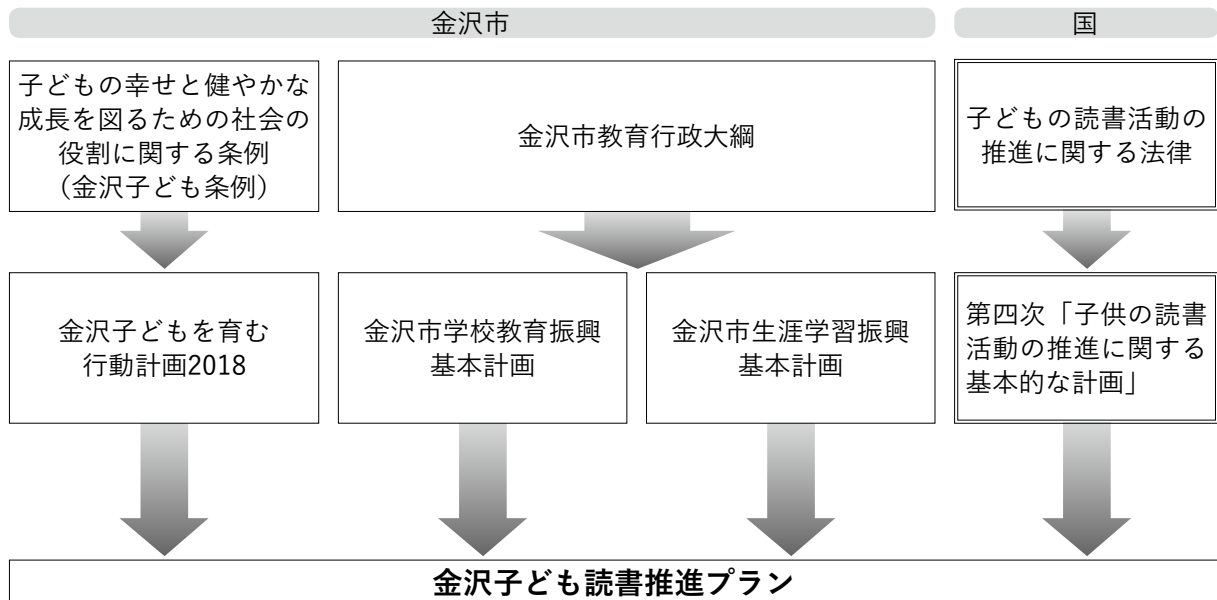
対象年齢

0歳～15歳（ただし、16歳～18歳にも配慮する）

基本方針

計画の位置づけ

- 本計画は、「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」の具現化を図る「金沢子どもを育む行動計画2018」や「金沢市教育行政大綱」「金沢市学校教育振興基本計画」「金沢市生涯学習振興基本計画」に基づき策定された金沢市の子供の読書推進計画です。
- 本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき策定された金沢市の子供の読書推進計画です。



計画策定の視点

- 子供の発達段階や生活の実態を踏まえること
- 保護者や教職員、保育士、図書館員等の責任と役割を示すこと
- 計画を推進するうえで指針となる具体性を持つこと
- 着実に成果をあげることがめざしながら、大きな課題に対しては長期的な展望に立つこと

計 画 の 目 標

1 大人の意識啓発

すべての大人が子供の読書に関心と理解を深め、家庭、地域、学校等社会全体で子供と本を結びつけることが大人の責任と役割であることを認識すること

2 子どもへの働きかけ

子供の発達段階に応じた読書へのいざないと子供の読書習慣の形成に努めること

3 環境整備

子供の発達段階やさまざまな生活場面や状況に応じ、子供の求める本や適切な本に出会える機会や環境整備に努めること

4 人材育成

子供の読書活動を支える人材を育てること

5 連携協力

子供の読書に関わる人たちが連携・協力しあって、子供の読書活動をすすめること

6 国際理解

子供たちが本を通して知り得た数多くの知識や情報を基に、世界へと視野を広げることができるように促すこと

現状・課題・取り組み

◆取り組みについて

- ・児童館、児童クラブ、子ども文庫、小・中学校、幼稚園等、保育所（園）等、PTA・育友会、図書館、行政の取り組みは、各行動主体が取りまとめた行動計画です。
- ・家庭、読書関係団体・グループ、企業の取り組みは、それぞれの状況に応じて取り組むことが望ましい行動指針です。

1 家庭

役割

家庭は、子供が家族の愛情を受けながら健やかに養育されるべき場所で、子供にとって生活の基盤である。子供が読書習慣を形成する上で、最も関わりが深いのは家庭であり、保護者からの積極的かつ継続的な働きかけが重要であるといえる。

そのため保護者は、幼いときから子供の読書に対する興味や関心を引き出すよう働きかけ、本の楽しさを共有し、読書が日常の生活の中に位置づけられるよう配慮していくことが望ましい。

またそれと同時に、保護者自身が読書活動の意義を認識し、日頃から読書に親しむことも重要である。身近な大人が本に親しむ姿は、子供が読書に興味を持つきっかけとなり得るものであり、その後の自主的な読書や生涯にわたる読書習慣の形成に繋がることを期待される。

現状・課題

社会全体が、読書に関する取り組みを拡充してきたことにより、子供の読書環境は以前より整ってきている。

年代別に見ると、乳幼児期における絵本の読み聞かせは、親子の絆を育み、子供の感性を育てる極めて重要な活動であるといえる。金沢市では「はじめまして絵本事業」の開始により、早い時期から絵本の読み聞かせが行われるようになってきているが、核家族化が進む中で、子育てに悩みを持つ保護者も増加している。また、「金沢市生涯学習振興基本計画」に掲げられた「めざすべき金沢の子ども像」の実現に向け、家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育てるための8つのすすめ」及び「金沢市家庭教育推進プログラム」に基づき、各発達段階に応じた学習機会の効果的な提供、情報提供の充実、家庭・地域・学校等の連携により社会全体で家庭教育の推進を図っていく必要がある。

就学児については、スマートフォンやゲーム、インターネット等の様々な情報メディアの普及に伴い、子供を取り巻く生活環境は大きく変容しつつある。保護者は、子供の読書時間を確保し、日常的に本と接することができるよう家庭での読書環境を整えることが必要である。

行動指針 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- ◎家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」を保護者自身が意識し、親子で読書を通じ、子供とともに積極的に学ぶ機会を増やすように努める。
- 保護者自身が読書をするよう心がける。
- 図書館や子ども文庫等で実施する講演会や研修会、おはなし会等に積極的に参加する。
- 幼稚園や保育所（園）、認定こども園、学校、図書館等が提供している子供の読書に関する情報を積極的に収集する。

子どもへの働きかけ

- ◎子供が本を通じて、知識を深めるとともに、すすんで学ぶ姿勢を意識するように努める。
- 子供の発達段階に応じて、本の読み聞かせや一緒に本を読むなどの活動を継続的に行い、家族で本の楽しさを共有し、親子のコミュニケーションを深めるとともに親子の絆を育むように努める。
- 子供が多様な本と出会うきっかけを与えると共に、本の魅力を伝え、子供の読書習慣の形成に努める。

環境整備

- 図書館や書店に出向き、子供が本に親しむ機会を創出するとともに、家庭において本が常に身近にある環境を整える。

2 学校等

(1) 小・中学校

役割

校長のリーダーシップの下、学校図書館の適切な運営や利活用など学校図書館の充実に向けた取組を推進する。特に、学習指導要領等を踏まえ、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実することが重要である。

現状・課題

① 学校全体で取り組む学校図書館利活用

[現状]

- ・学校図書館長である校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となって学校司書と連携・協力し、それぞれの立場から学校図書館教育の推進を図っている。

[課題]

- ・朝読書等、一斉読書の機会を縮減する学校が増加したため、読書の機会の確保が課題である。
- ・授業のねらいに沿った図書館活用の推進のため、職員会議や校内研修会、学年会、教科部会等で、授業での学校図書館の活用等について情報交換を行ったり、学校図書館サポート訪問の機会等を通じて、図書館を活用した授業への理解を深めたりする必要がある。

② 学校図書館の授業での活用

[現状]

- ・各教科等で学校図書館及び学校司書を活用した授業実践が増加した。(2014年度は小学校10.7回/月、中学校5.7回/月、2017年度は小学校15.3回/月、中学校6.5回/月)

[課題]

- ・情報活用能力を育成するため、今後も積極的に図書館における学び方のスキル習得の授業を推進する必要がある。
- ・幅広い教科等で学校図書館を活用した授業を実施するため、学校図書館利用年間計画等の活用を呼びかけていく必要がある。

③ 読書活動の推進

[現状]

- ・2017年度には、ほぼ100%の小中学校で一斉読書活動が行われている。また、約90%の小中学校で、教職員が本を手にする姿を示し、児童生徒の読書意欲の喚起に努めている。
- ・学校司書等による読み聞かせや推薦図書コーナーの設置による図書紹介、年度内に一定量の読書を推奨するなどの目標設定等を行っている。
- ・学校図書館の一人あたりの図書貸出冊数は、小中学校ともに年々増加している。(2014年度は小学校69.1冊、中学校11.3冊、2017年度は小学校82.7冊、中学校17.3冊)
- ・2017年度現在、1,200名を超える学校図書ボランティアが活動し、児童生徒への読み聞かせ、児童生徒の興味関心を惹きつける掲示づくり、本の修理、本の整理等を担っている。

[課題]

- ・小中で一貫した取組を行い、中学校進学後も継続して読書する児童生徒を増やしていく必要がある。

④ 環境の整備

[現状]

- ・各学校の現状に応じて、書架や図書の配置改善を行い、授業で活用しやすい図書館整

備を進めている。

[課題]

- ・全ての小中学校において学校図書館図書標準の達成率100%を維持しながら、古い図書の更新を計画的に進め、授業での利用を促進し、児童生徒の読書意欲を喚起することが必要である。

⑤ 特別支援教育における学校図書館の利活用

[現状]

- ・「金沢市特別支援教育指針」に基づき、校内支援体制を構築し、児童生徒一人一人の教育的支援の充実を図っている。授業においては、個々の児童生徒に応じた指導を行うため、それぞれの児童生徒の特性の把握、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成、教材・教具や指導法等の工夫を行っている。その中で、学校図書館資料を有効に活用することを心がけている。

[課題]

- ・担当者が、適切な図書を選択する情報や知識を身につけ、指導に生きる資料を整備していくことが必要である。

取組目標 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 保護者へ向け、学校図書館の活用状況について情報発信するとともに、家庭での読書習慣の定着を促す。

子どもへの働きかけ

- 授業のねらいや児童生徒の実態に応じて、学校司書と協力し、学校図書館を活用した授業を実施する。
- 一斉読書について、朝礼や終礼の前後などに時間を確保して実施する。また、教職員が児童生徒とともに読書することで、読書の喜びを分かち合い、児童生徒のさらなる読書活動を促す。
- 児童生徒の読書習慣の確立のために、様々な図書に触れる機会を確保し、読書量の増加を図るとともに、個別の対応を行い読書への関心の高まりを促す。また、発達段階に応じた図書を紹介して読書の質を高める。
- 特別な支援を要する児童生徒の読書活動を促す。
- 図書委員会活動等、児童生徒が主体的に行動して読書活動を推進する機会を設ける。

環境整備

- 学校図書館の開館時間拡大や、学級貸出等、読書環境に配慮し、児童生徒を幅広い読書へと導く。
- 文部科学省策定による学校図書館図書標準を維持し、多種類の幅広い資料を児童生徒

に提供するとともに、必要な分野においては新しい図書への更新を進める。

- 学校図書館のリニューアルを進め、児童生徒が使いやすいよう、本棚のレイアウトや本の配架方法を工夫し、授業での活用促進を図る。
- 特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターを中心に、児童生徒の発達段階に応じた選書や読書環境を工夫する。
- 司書教諭と学校司書が中心となって、授業で活用する図書、並行読書で用いる図書、その他有用な図書やその情報を収集し、児童生徒や教職員に広める。

人材育成

- 学校図書館全体計画、利用年間計画、読書指導方針を策定し、それに沿った学校図書館運営を行うため、年度当初に教職員で共通理解を図る。
- 学校図書館の運営、授業での活用、読書の意義について、教職員で共通理解を図り、司書教諭を中心とする協力体制をつくる。

連携協力

- 司書教諭、学校司書、学校図書ボランティアの連携を深める。
- PTAと連携して、読書推進の啓発に努める。
- 他校の学校図書館や金沢市図書館と連携し、図書館資料の相互利用の促進、普及を図る。

国際理解

- 図書館資料を用いて、英語や総合的な学習の時間等で国際理解を深める。

(2) 幼稚園等

役割

幼児期の子供たちは、普段の生活の中で、様々な絵本、紙芝居、視聴覚教材に親しむことにより、絵本から遊びに変化したり、遊びから絵本の世界に興味関心を広げたりしていくものであり、そのような環境づくりを常に考えることが幼稚園の役割である。

絵本との初めての出会いを大切に、絵本の魅力等たくさんの情報を保護者に伝え、家庭での読書の大切さを啓発する。

現状・課題

幼児が絵本を手に取りやすいように、分類したり、年齢別に整えたりし、幼児の興味ある絵本は何か、親が子に聞かせたい絵本は何かなど、聞き取り調査をして認識を高め、情報を豊かにする。

ストーリーの一コマを写真に撮って、絵本の内容を知ってもらおうというような、保護者が目を留め、読んでくれるような掲示を行い、絵本の面白さをアピールし続けていく。

取組目標 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 保護者に絵本への関心を深めてもらうために、園だよりや掲示板の工夫、園行事で親も参加できる親子参加型の保育等を実施する。
- 園の絵本の貸出等を行い、親子で読む大切さを理解する。

子どもへの働きかけ

- 指導計画を見直し、遊びの中から広がる絵本環境を考え、幼児の見たい、触ってみたいという気持ちを大切にす。
- 子供たちが想像力を豊かにし、遊びが展開できるように導き、自発的な読書へとつなげる。

環境整備

- 遊びの中から絵本に親しみ、また、絵本から遊びにつながるような空間を作り、絵本の世界に興味関心を広げる。

人材育成

- 絵本や読み聞かせ等に関する情報交換会や研修会に参加し、園内で伝達を行い、資質向上に努める。

連携協力

- 図書館等から、新刊絵本や人気絵本などの情報を収集し活用する。
- 地域のボランティア、保護者のボランティアによる読み聞かせを実施する。
- 小学生、中学生、高校生、大学生による読み聞かせを取り入れる。

(3) 保育所（園）等

役割

乳児期の子供たちは大人や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身につけていくものであり、一人一人の発達過程や興味を考慮することが重要である。

幼児期は絵本や物語、紙芝居などの世界に浸り、楽しみを十分に味わうことによって次第に豊かなイメージを持ち言葉に対する感覚が養われる。絵本や物語、紙芝居を通して、美しい言葉に触れ、豊かな表現や想像する楽しさを味わえるようにしていく。

保育所（園）等は、在所（園）児や保護者、地域の親子に絵本の素晴らしさを伝え親子のふれあいを深め、子供の読書環境を整えるよう働きかける。

現状・課題

大人が子供に優しいまなざしや温かなぬくもり、心のこもった語りかけで読み聞かせることを積み重ねていく。

子供の理解力などに配慮して選択し、子供の多様な興味や関心に応じているか、子供の動線などを考えて絵本コーナーをつくっているか、落ち着いてじっくり見ることができるかなど、環境を見直す。

家庭での読み聞かせの充実を図るために、絵本に関する情報を発信する。子供の育ちにどう影響していくかをわかりやすく伝え、少しの時間でも絵本の読み聞かせに当てようと思えるように働きかける。

取組目標 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 参観日や園便り、ホームページ等を利用して保護者に絵本の魅力や読み聞かせの大切さ、保育所（園）等でのエピソードなどを知らせ、親子で読み聞かせを楽しんだり、絵本についての知識を深める機会を設ける。また、絵本を貸し出すことにより、家庭での読み聞かせの意欲を喚起する。
- 地域の親子に、絵本の魅力や情報を提供し、意識啓発を図る。

子どもへの働きかけ

- 乳児期は、ひざの上に抱いて、静かに絵本を開き、読み聞かせする。好きな絵本は繰り返し読み聞かせ、満足感を大切にし、絵本の楽しさの定着を推進する。
- 絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうことで、自発的な読書活動につなげる。

環境整備

- 子供の動線などを考慮し、絵本を落ち着いてじっくり見ることができる環境作りを行う。
- 季節や生活場面、年齢や発達、子供の多様な興味や関心に応じて、保育室の絵本の入れ替えをし、適切な絵本に出会えるようカリキュラムを整える。
- 絵本の世界をさまざまな遊びで表現できるよう、道具や用具、素材を用意し、子供と共に環境を構成していく。

人材育成

- 絵本関係の研修に参加し、知識、読み聞かせの技能の向上に努める。

連携協力

- 各種団体と連携して子供の読書活動を推進するため、情報を交換する。

(4) P T A ・ 育 友 会

役割

P T A ・ 育 友 会 は 在 学 中 の 保 護 者 と 教 職 員 で 構 成 さ れ て お り 、 互 い に 連 携 し て よ り 良 い 教 育 環 境 の 整 備 に 努 め て い る 。 ま た 、 学 校 と 家 庭 、 学 校 と 地 域 を 結 ぶ 中 核 的 存 在 と し て の 役 割 を 担 っ て い る 。 読 書 推 進 に つ い て は 、 大 人 へ の 読 書 推 進 の 意 識 高 揚 、 家 庭 に お け る 子 供 の 読 書 時 間 の 確 保 、 学 校 、 地 域 と 連 携 し 各 所 で 実 施 さ れ る 読 書 に 関 す る 事 業 の 情 報 提 供 、 参 加 推 進 を 行 う 。 ま た 、 各 学 校 の 司 書 教 諭 と 連 携 を 模 索 し 、 子 供 の 読 書 活 動 を さ ら に 推 進 す る た め の 環 境 づ く り に 協 力 す る 。

現状・課題

お すす め 本 リ ス ト 「 読 ん で み ま っ し 」 の 制 作 、 配 布 を 通 し て 読 書 推 進 に 努 め て き た 。 よ り 充 実 を 図 る た め に 、 司 書 教 諭 、 学 校 司 書 を 対 象 に 活 用 状 況 の ア ン ケ ー ト 調 査 を 実 施 し 、 要 望 の 多 か っ た 拡 大 版 の ポ ス タ ー に つ い て は 作 成 ・ 配 布 し て 活 用 し て も ら っ て い る 。 今 後 も 「 読 ん で み ま っ し 」 を よ り 良 く 活 用 し て も ら う た め に 、 ア ン ケ ー ト 結 果 を 基 に 改 善 に 努 め る 。

○ ア ン ケ ー ト 結 果 (一 部 を 抜 粋)

【活用の概要】

- ・ 図 書 館 内 外 で 掲 示 し て い る 。 紹 介 さ れ て い る 本 と と も に 生 徒 が 手 に 取 れ る 「 お すす め の 本 」 コ ー ナ ー を 設 置 。
- ・ 図 書 購 入 や 図 書 ボ ラ ン テ ィ ア の 読 み 聞 か せ の 選 書 の 参 考 に し て も ら っ て い る 。
- ・ 各 学 年 の 必 読 書 リ ス ト に 入 れ て い る 。

【意見・要望】

- ・ 子 供 た ち が ど の よ う な 本 に 興 味 を 持 ち 、 感 想 や 思 い を も っ て 読 ん で い る の か が よ く 分 かる 資 料 で あ る 。
- ・ 中 学 生 版 に は 紹 介 さ れ て い る 本 の 表 紙 が あ れ ば 、 読 ん で み よ う と い う 意 欲 が 湧 く と 思 う 。
- ・ よ り 分 かり や す く 本 の 魅 力 を 伝 え て ほ し い 。
- ・ 子 供 た ち の 読 書 の 質 を 考 え る と 、 も う 少 し 「 本 を 選 ぶ 」 こ と も 必 要 だ と 思 う 。
- ・ 掲 載 さ れ て い る 本 を 定 期 的 に 見 直 し て 更 新 し て ほ し い 。
- ・ 大 ま か な 対 象 年 齢 を 記 載 し て も ら え る と 使 い や す い 。
- ・ 学 校 独 自 の 図 書 リ ス ト が あ り 、 併 用 し て 使 用 す る 活 用 例 が あ れ ば 教 え て ほ し い 。
- ・ 分 類 が 偏 っ て い な い の で 、 親 子 読 書 の お すす め 本 を 紹 介 す る 際 に 利 用 し や す い 。
- ・ ど の よ う に 活 用 し た ら よ い か 教 え て ほ し い 。

取組目標 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

○ 大 人 の 読 書 に 対 す る 意 識 高 揚 を 図 る た め に 、 研 修 会 や 研 究 大 会 、 広 報 誌 を 通 じ て 、 家

庭における子供の読書時間を確保するように呼びかけ、読書に関する情報提供、情報メディアの問題に関する啓発を推進する。

- 家庭教育学級で読書に関する内容を学ぶ機会をつくるように働きかける。
- 「読んでみまっし」活用状況に関する実態調査アンケートの結果を精査し、改善に努める。

子どもへの働きかけ

- 小学校・中学校の新一年生を対象に「読んでみまっし」を配布する。拡大版ポスターを配布し、図書館内外に掲示してもらう。
- 子供たちがおすすめ本を紹介し合うなど、「読んでみまっし」を活用した読書活動を推進する。

連携協力

- 学校及び司書教諭、学校司書と連携して「読んでみまっし」の活用を推進するとともに、各所で実施される読書に関する事業の情報を保護者に提供し、参加を呼びかける。

3 地域

(1) 児童館

役割

児童館は、0～18歳までの子供が関わる居場所として、健全な遊びの中で読書活動を身近なものとしていく。そこから生まれる言語を深め、思考力、想像力、知的能力、社会性を高め、思いやりと豊かな心を育むとともに生きる力を身につけるように読書を推進する。更に、子供に関わる保護者、地域の大人のコミュニティーとして読書推進活動の情報発信に努めていく。

現状・課題

32の児童館すべてに図書コーナー図書室が設置されている。しかし、多目的スペースとして使用されていることが多い。児童館だよりに図書コーナーを設けること、図書整備を実践していくことで大人の意識啓発につながり図書の利用率が高まってきている。未就学児親子には、厚生員が積極的に読み聞かせをし保護者へ重要性を伝え、興味を持てるよう工夫するなど図書室利用を促している。また、地域で読書活動を進めている人と連携し協力を得、定期的な読み聞かせ活動を継続している。今後この取り組みが全ての児童館で奨められていくことを周知していく。

取組目標 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 子供を取り巻く大人が読書活動に理解と関心を深めていくように、子育て講座等で読書活動の意義や大切さについて啓発していく。
- 児童館だよりの中に、図書のコーナーを設ける。
- ◎図書室に掲示板を設置し図書の貸出につなげ、家庭での読み聞かせの重要性を伝える。

子どもへの働きかけ

- 子供が楽しみながら本に親しむ機会となるように、幼児向け小学生向けにおはなし会を継続していく。
- 児童厚生員は子供と一緒に読書や読み聞かせをして、遊びを通して子供に考えを深めたり、感じさせるように働きかける。
- ◎子供たちとともに図書の内容について話し合う時間を設ける。アニメーション（※）を実施し、読書の楽しみを広める。
- 定期的に子供たちが図書の修理本の整理等を行うよう促す。また、図書室の利用の仕方など話し合いの機会を設ける。
- 図書を購入するときは、子供のリクエストを取り入れる。

※アニメーション…グループ参加型の読書指導法の一つ。読んだ本に因んだクイズ等のレクリエーションを行う。

環境整備

- 一人ひとりの子供が関心を持ち、いつでも自主的に読書活動ができるように分類分けやコーナー作りを充実させる。
- 幼児向け絵本は移動式の本棚を使用するなど、発達段階に応じて本棚の配置を考えて読みやすい読書環境を整える。
- ◎保護者向け図書コーナーの充実を図る。
- ◎国際的な図書コーナーの充実を図る。

人材育成

- 児童厚生員は、絵本や物語に親しむための活動が積極的に行えるよう、読み聞かせや読書指導の研修会、講演会に参加する。
- ◎児童厚生員会において積極的に研修会、情報交換を主催する。

連携協力

- 地域の読書ボランティアに働きかけて児童館でのおはなし会などを協力して行う。母親クラブとも連携し、読み聞かせについて情報交換を行う。

- 地域の団体等と連携し、読書を通じた交流を深める。

国際理解

- 地域に在住している外国人等を招いて、母国語で読み聞かせをしてもらい言葉の響きを楽しんだり、世界各国の民話を聞いて海外に興味関心を高められる機会を設ける。

(2) 児童クラブ

役割

児童クラブは、日中保護者が家庭にいない小学生に適切な遊びや集団生活の場を提供し、子供の健全な育成に努めている。児童クラブでは子供が同世代の子供たちと一緒に過ごすなか、のびのびと本が読める環境を整えることが大切である。

現状・課題

児童クラブは子供が放課後を過ごす家庭的な施設である。支援員は、保護者に代わって子供が読書習慣を身に付けることができるよう、読書の時間を設けたり、読み聞かせを行うなどして子供たちに働きかけている。

児童クラブが所有する本の冊数は十分とは言えず古い本が多いため、子供にとって魅力ある本が不足している。

支援員は、子供の読書活動の推進に意欲的に取り組もうとしているが、図書や読書についての基本的な情報が不足している。

取組目標 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 保護者へのお便り等を通じて、子供の読書活動の大切さを伝える。

子どもへの働きかけ

- 支援員やボランティアによる読み聞かせ等、子供が本に親しみを持つための活動を行う。
- 子供が読書習慣を身に付けるために、読書の時間の確保に努め、学校図書館の利用日を決める等の働きかけをする。
- 支援員は子供同士と一緒に本を読み、読書の楽しみを共有することを大切にする。
- 各児童クラブが、夏休み等に図書館に出向き図書館の活用方法を学ぶ。
- 児童クラブ協議会は、各児童クラブに対して読書活動の推進を呼びかけ、児童クラブの読書活動に対する現状を把握しながら、市内の児童クラブが定期的に絵本の読み聞かせを実施することを目指す。

環境整備

- 保護者の理解を得て図書購入費の確保に努め、金沢市図書館の団体貸出制度やリサイクル図書を活用し、子供のそばに魅力ある本がある環境をつくり、貸出も可能にする。

人材育成

- 支援員の研修会に読書指導や図書に関するテーマを取り入れ、支援員の育成を図る。

(3) 子ども文庫**役割**

子ども文庫では、「すべての子どもたちに読書のよろこびを」をモットーに、個人や数人のグループが、家庭や集会所において地域の子供や大人を対象に、本の貸出、おはなし会、読書会等を行っている。近年は、地域の読書ボランティアの学びの場、その活動のネットワークの拠点ともなっており、さらには、未就園児親子の育児支援的な役割も求められるようになってきている。

現状・課題

石川子ども文庫連絡会に所属する市内の子ども文庫の数は、2007年度の29文庫をピークとして、2018年度は17文庫となり、また、文庫に足を運ぶ子供の数も年々減少している。しかしながら、文庫主宰者および世話人は、子供の読書に関する知識や経験を活かし、図書館や幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校等における活動、さらに、未就園児親子のために行政が実施する読書普及活動及び育児支援活動への協力、また地域の読書ボランティアへの学習協力を継続して果たしてきた。現在、子供たちが最も利用しているのは学校図書館であり、今後は学校との連携を深め、子供たちへの読書推進を支援していく。

取組目標 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 文庫に通う保護者に対して、読書の楽しさや大切さを伝えることを継続していく。
- 石川子ども文庫連絡会は、会員のみならず、子供と本に関心を持つ一般参加者にも、ともに楽しく「子供と本」について学ぶ場を提供していくことにより、子供に読書のよろこびをつたえていく活動の裾野を広げていく。

子どもへの働きかけ

- 各会員の状況に合わせて文庫を開催し、本の貸出やおはなし会を行う。
- 学校、幼稚園、保育所（園）等、地域の諸施設において、出前おはなし会など、子供が読書に親しむ様々な機会に協力する。今後は特に、学校図書館との協力体制を築いていく。

環境整備

- 一人ひとりの子供が関心をもつ本を手渡せるように、文庫の状況に応じて蔵書を整える等努力する。また、家庭をはじめ子供の身近なところに本を整えることの大切さを発信する。

人材育成

- 各文庫が地域に求められている状況に応じて、読書推進活動をしている人たちに、知識や経験を伝える等、活動の支援を行う。
- 石川子ども文庫連絡会の活動を通じて、文庫間の協力をはかり、また、子供と読書に関心を持つ一般参加者への学びの場を広く提供していく。

連携協力

- 各文庫は、地域にある幼稚園・保育所（園）等、児童館、児童クラブの活動を知り、連携して子供の読書に関する理解を深め、ともに推進していくように努める。
- 金沢市図書館が連携の拠点として機能するように、事業に協力する。
- 各子ども文庫の所在地や活動内容の情報を発信し、子供の本に関心を持つ人たちのネットワーク網を強化する。

（４）読書関係団体・グループ

役割

読書関係団体・グループによる情報発信や啓発活動等は、子供の読書活動の裾野を広げるとともに、本やおはなし会を通して地域の文化を継承していくなど、地域での子供の読書活動を支え、推進する大きな力となっている。

現状・課題

市内には多くの団体・グループが存在し、各団体はその目的に従い、子供への読書普及活動や子供の本に関する多種多様な活動を展開している。活動への理解者の拡張、および後継者の育成により、ますますの発展が期待される。

主な活動内容は次のとおりである。

- ① 児童文学の創作・普及活動
- ② 創作童話等の募集
- ③ 童話集・民話集等の出版
- ④ 児童文学講座ほか各種講座の開催
- ⑤ 子供の読書等に関する研究会の開催
- ⑥ 関連施設への講師派遣
- ⑦ おはなし会の実施
- ⑧ 読書感想文コンクールの開催

- ⑨ 書評の発表
- ⑩ 演劇・人形劇ほか関連イベントの開催

行動指針 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 各団体・グループの活動を市民に広報することにより、参加者および会員の増大を図る。

子どもへの働きかけ

- 子供に郷土の文化を伝える活動や郷土に親しみを持つ気持ちを育む活動を行う。

環境整備

- 自主的な運営により、多種多様な活動を行い、子供の読書環境の整備に寄与する。

人材育成

- 各団体は研修会等を実施して活動の内容を深める。

連携協力

- 金沢市図書館等の関連情報収集や各行動主体の取り組みに協力する。

4 行政

行政（市）は、教育・福祉をはじめとする各部局の連携を図りながら、子供の読書活動推進に積極的に取り組むとともに、家庭・地域・企業・学校等の子供の読書活動推進に関する取り組みを促し支援する。

（1）金沢市図書館

役割

金沢市図書館は、子供たちの感性、想像力、生きる力の基盤となる読解力や言語力の充実を目指し、読書活動推進のため次の3つの役割を全館で連携して果たしていく。

1. たくさんの子供が本に親しむことのできる図書館
2. 親子が楽しく、学んだり活動することができる図書館
3. 子供の読書活動に携わる人たちのネットワークの拠点としての図書館

現状・課題

① 読書環境の整備・充実

金沢市図書館各館の連携、また、自動車文庫の巡回により子供たちへの図書館サービス網は広がったといえる。

今後は、多様化する利用者の要望に応えられるように、各館の役割を明確化するとともに、連携を強化していく。

② 子供の発達段階に応じた読書活動の推進

おはなし会や、ブックトークのほか、体験型行事等を年間通じて実施し、多くの親子が図書館に親しんでいる。

今後は、乳児から中学生まで、各発達段階の特徴を考慮した様々な取り組みを実施し、読書習慣の形成を図る。

③ 学校図書館及び諸団体との連携協力

読書活動を効果的に推進していくためには、図書館だけではなく社会全体で連携した取り組みが必要である。特に、小中学生の学校図書館の利用率は年々増加しており、金沢市図書館が学校図書搬送、招待事業、学校図書ボランティア・学校司書との連携等を通じて、小中学生の読書活動を支援していくことが重要である。

④ 子供の読書活動に携わる人たちのネットワーク拠点

子供が本に親しむためには、大人の働きかけが重要である。金沢市図書館の各館は、家庭・地域・学校等・企業・行政など子供を取り巻く社会全体において、読書活動推進に携わる人々の連携協力の拠点としての役割を果たす。

取組目標 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 絵本や児童文学に関する講師を招き、講演会やワークショップ等を開催して、市民が絵本や児童書に対する興味関心を高める機会を創出する。
- 3か月児健康診査会場で絵本の読み聞かせ等を実施し、乳幼児期から絵本を介して親子の心がふれあう子育てを支援する。この取組を、金沢市図書館、福祉健康センター、市民団体と協働で実施することで地域社会の家庭読書への理解関心を高める。
- ◎「親と子の読書ダイアリー」を活用し、親子のコミュニケーションを深めるとともに、家庭での読書習慣づくりを支援し、親子の読書活動の普及拡大を図る。
- おすすめ本の紹介等、子供の読書に関する情報を発信する。

子どもへの働きかけ

- おはなし会等、絵本や物語を直接子供に紹介して手渡す機会を数多く設ける。
- イベントや館内図書展示、日常のサービスを通して、年代ごとに適した良書の紹介を

行う。

- 豊かな感性を育み、知識を広げる体験型行事を展開して、子供が様々な体験を通じ読書活動につながるよう働きかけ、生涯学習施設である図書館の利活用に導く。
- 金沢の歴史や伝統文化、偉人の事績等を知り、地元の文化に親しむ機会をつくる。
- ビブリオバトル（※）等子供が主体となった事業や、子供が読書を通じて得た感想や発見を発表する機会をつくり、また、幅広い年齢層が楽しんで読書活動ができるよう支援する。
- 子供が児童書から一般書へと読書の範囲を広げていけるように支援する。

※ビブリオバトル…参加者同士で本を紹介し合い、もっとも読みたい本を投票で決める催し。

環境整備

- 玉川こども図書館を再整備し、子供の読書活動を総合的に推進する拠点として、ハード・ソフト両面からの機能充実を図る。
- 玉川こども図書館の休館期間中は、玉川図書館に児童図書コーナーを開設するとともに、泉野・金沢海みらい図書館の児童図書コーナーを充実させるほか、学校図書館への図書団体貸出は泉野図書館が行うなど各図書館が連携・協力し、子供の読書活動の推進を図る。
- 親子が親しみやすく利用しやすい読書空間づくりを行う。
- 良書・名作を選択して豊富に整備するとともに、子供の発達段階に対応する本、子供の多岐にわたる興味、関心に沿う本を広く整備する。
- 郷土の文化を知り親しむことができるように、郷土資料を積極的に整備する。
- L Lブック（※）等、障害のある子供に対応した資料やさまざまな課題に直面している子供への情報提供や支援につながる資料を整備する。
- 学校司書、司書教諭、学校図書ボランティア、幼稚園教諭、保育士、子ども文庫スタッフ、ボランティア等子供の読書活動に携わる大人の活動や研修に役立つ資料を整備する。
- ヤングアダルト世代に対する図書を整備する。
- 図書館に来館することができない子供のために自動車文庫、遠隔地小学校への巡回、かなざわBookBank事業（※）等による公民館・児童館・児童クラブ等地域の施設への支援、団体貸出を行う。

※L Lブック…ふりがなや絵文字等を使用し、日本語が得意ではない方、知的障害のある方等にも読みやすく作られた本。

※かなざわBookBank事業…図書館から地区公民館図書室等へリユース本等を提供することにより、読書活動を推進する。

人材育成

- 学校指導課、教育プラザと連携して、学校司書や司書教諭等の研修支援や情報提供、意見交換等を実施し、相互交流を図る。
- 幼稚園教諭、保育士、児童館、児童クラブ、ボランティア等、子供の読書活動に携わる大人を対象に研修会や情報提供を行う。
- 金沢市図書館の児童サービス担当者を対象に、児童サービスに関する研修や情報交換を行う場を設け、金沢市図書館の児童サービス全般の向上を図る。

連携協力

- 子供の読書推進に関わる取組を金沢市図書館全館で連携して実施する。
- 学校における一斉読書等の読書推進活動や教科学習への活用のための図書を整備充実させ、学校への貸出図書搬送事業と、レファレンスサービス等の学校図書館支援を充実させる。
- 学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、児童館、児童クラブ等と連携して図書館への招待事業を実施して、公共図書館の利用指導と図書館利用のきっかけづくりを行う。
- 金沢市PTA協議会と連携して、家庭における読書環境の整備や読書習慣定着のための取り組みを行う。
- 子供の読書活動の推進に賛同する企業と連携を進めるとともに、様々な機会を通じて、次世代を担う健やかな子供を育てる読書の重要性を伝える。
- 教育委員会各課、子供の成長に関わる関係課をはじめ、市役所各課、小・中学校、各種団体、ボランティア、石川中央都市圏市町等と連携して、子供の読書活動推進の中核として機能する。
- 子供の読書活動を推進する拠点として、情報の収集と提供を行うとともに、各行動主体の連携を円滑にするための活動を行う。
- ◎専門機関と連携して、障害のある子供に対応した図書館サービスを実施する。

国際理解

- 子供たちの国際的な視野を広げるために、世界各国の絵本の展示を行うとともに、ネイティブスピーカーや留学生等との連携により、世界の諸言語と出会う体験を設ける。
- 子供たちが図書等を通じて世界各国の文化や生活への関心を高め、国際理解を深められる図書を整備する。

(2) 生涯学習課

役割

子供の読書への関心を高め、さらに「読み」、「理解し」、「活用する」能力を高めていく

ために、家庭・地域・青少年教育推進事業を通じて、家庭、地域、学校の読書活動を支援していく。

現状・課題

家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」の実践を促すことで、家庭での読み聞かせなどの読書習慣の定着を図っていく。

地域学校協働活動事業の中で、図書ボランティアによる朗読等読書に関する活動を進めていく。

また、「ジュニアかなざわ検定」のテキストとしている「こども金沢市史」の活用を通じて子供がふるさとの歴史や文化に関心を持つことで、本を読むきっかけづくりとなっている。

取組目標 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- ◎家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」の実践に向け、家庭教育学級等で読み聞かせや朗読等、読書に関連した活動を実施する。
- 子供と大人のための生涯学習情報誌「みまっ誌」に図書館等で実施される子供の読書に関する事業を積極的に掲載し、市民に情報を提供する。

子どもへの働きかけ

- 「こども金沢市史」等を活用した「ジュニアかなざわ検定」や「ふるさと体験バスツアー」を実施し、子供の歴史文化学習を推進する。

連携協力

- 生涯学習情報ネットワークに、子供の読書推進に関する団体・サークルの情報を登録し、ホームページ等で情報提供する。
- ◎地域学校協働活動事業において、学校図書ボランティアによる読み聞かせ等、読書推進につながる活動を実施する。

環境整備

- ◎青少年の交流拠点である長土塀青少年交流センターにおいて、子供の読書に関する活動の場としての環境を整える。

(3) 学校教育部（学校指導課・学校職員課）

役割

学校が学校図書館の機能を十分に利活用できるよう支援し、学校図書館の充実に向けた施策を推進する。

現状・課題

[現状]

- ・学校司書を、中学校区内の学校または近隣の学校の組み合わせを基本に、週3日（小学校31校・中学校7校）と週2日（小学校21校、中学校17校）、全ての小中学校に配置した。
- ・学校図書館総括及び学校図書館アドバイザーが全ての小中学校を訪問し、適切な指導・助言ができた。
- ・2017年度の学校図書館の貸出冊数は、年間一人あたり小学校82.7冊、中学校17.3冊で、順調に伸びている。
- ・2017年度末の学校図書館図書標準達成率は、小学校126.9%、中学校121.0%であった。

[課題]

- ・児童生徒の多様な興味・関心に応えるため、全ての小中学校で学校図書館図書標準達成率100%を維持しながら、蔵書の適切な廃棄・更新を行っていく必要がある。
- ・授業での学校図書館活用等、学校図書館の活用・充実を図るため、学校訪問で指導・助言をするとともに、司書教諭と学校司書が同時に参加する研修の場を増やし、両者の連携を図る必要がある。

取組目標 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

環境整備

- 全ての小中学校の学校図書館図書標準達成率100%、全体での平均達成率110%を維持しつつ、適切に更新を行うよう促し、読書の質の向上を図る。

人材育成

- 学校司書の適正な配置を行い、適宜研修を実施して、学校司書の資質・能力の向上を図る。
- 学校図書館総括等による授業参観と、管理職、司書教諭、学校司書との懇談を行い、現場の状況を把握するとともに、授業でのより良い活用について理解を深められるようにする。
- 研修会や連絡会等で、学校図書館の積極的な活用について指導・助言を行う。
- 学校図書ボランティアの活動に関する理解を深め、学校との連携を強化するために研修会を実施する。
- 学校司書の定例研修会等で、授業での活用事例について周知を図る。

連携協力

- 学校図書館運営に対する相談体制を強化する。
- 金沢市図書館と学校図書館の連携を促進する。

(4) 教育プラザ

役割

教育と福祉の連携による子供たちの育ちを一貫してサポートする拠点として、地域教育、子育て、研修など様々な機能を兼ね備えた教育プラザでは、活動や交流のための場所の提供やそれぞれの機能を活かした事業展開を通して、子供の読書活動推進を支援する。

現状・課題

子供たちの育成に関わる諸団体に対し、貸室という形で活動の場を無償で提供している。また、子育てに関する情報交換の場として子育て広場を設置している。小・中学校の教職員、幼稚園教諭、保育士等が自主的に行う学習の場として、ティーチャーサポートセンターを設置している。

子ども情報室では子供が自由に児童書やパソコンを利用できる。プラザの利用団体と連携して毎月開催している「わいわいバザール」において、紙芝居や読み聞かせのイベントを定期的で開催している。

講師を招いて、絵本教室を開催している。

取組目標 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 子育て広場で開催している「育児相談会」の親子ふれあいタイムの中で、親子に対して絵本の紹介と読み聞かせを実施する。
- 「わいわいバザール」で布絵本等を展示し、親子に対して幼児向け図書についての興味を喚起する。また、アーティストによる読み聞かせや、紙芝居サークルによる紙芝居の上演会、育児サークルによるパネルシアター等を定期的で開催し、遊びに来る親子に対して、読書に対する関心を高める。
- 専門家を招き、絵本を通じたコミュニケーション方法を学ぶ教室を開催する。

環境整備

- 子ども情報室やティーチャーサポートセンターの図書を充実させ、それぞれの目的にそった資料環境を整備する。

人材育成

- 司書教諭及び図書館担当教諭向けの研修内容をさらに充実させる。
- 教職員研修において、教科指導の中で学校図書館を活用する方法や読書指導の意義等について啓発を行う。

連携協力

- 子ども広場の運営を委託している大学と連携して、講演会、イベント等を通じて、子

育て広場を利用している市民の方々へ読書のすばらしさを周知する活動を行う。

国際理解

- 英語絵本の読み聞かせ等を行う教室を開催し、外国の文化に対する理解を深める。

(5) 子育て支援課

役割

子ども・子育て支援の一環として、絵本と触れ合う機会を提供する。

現状・課題

絵本交換クーポンは交付以降、交換件数が増加している。

近年、求められている子育て情報は多種多様となっており、引き続き、子供の読書に関する情報を発信していく必要がある。

取組目標 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 子供の読書活動を行っている機関の紹介を子育て情報として市民に提供して、読み聞かせ等を通じた親子のコミュニケーションの重要性を伝える。

環境整備

- 金沢駅こどもらんど等の親子が集う場において、読書環境を維持していく。
- 「すまいるクーポン 絵本交換券」により、金沢市図書館が推薦する図書リストの中から1冊と交換する。

人材育成

- 地域子育てサロンを実施している活動団体に対し、「読み聞かせ」など子育てに関する指導者研修を開催する。

連携協力

- 金沢市図書館に、子育て支援事業等に関する情報を提供し、拠点としての機能を支援する。

(6) 福祉健康センター

役割

子供の健やかな成長を促す視点から、乳幼児健診や子育てに関する相談・教室などを実施している。第三次プランに引き続き健診やこども広場、各種教室等に来所する乳幼児の

保護者に対し読書活動の普及・啓発を行う。

現状・課題

乳幼児健診時に保育士による読み聞かせを実施しているほか、こども広場や育児教室、父と子のふれあい教室等において、読み聞かせボランティアや保育士などが講演や読み聞かせを実施して、家庭での読み聞かせを推奨している。乳幼児健診会場には、「0歳から2歳向けおすすめ本リスト」や、おすすめ本を展示している。駅西こども広場横の「駅西えほんルーム」には、約400冊の絵本を自由に読めるように配置している。見本として展示している絵本等は利用が多く傷みが激しい。保護者への読書活動の推進を図るため、今後は保護者に、より一層幼児期からの読書の大切さについて、意識啓発を行っていく必要がある。

取組目標 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 健診時や子育て教室において読書関連の講演などを盛り込む。また、図書館利用や読書への誘導を念頭においた子育て相談を実施する。また、健診時に「すまいるクーポン絵本交換券」について説明し、読書及びこども広場の利用を介し、親子の絆を育む。
- 既存の各種教室では、参加者が熱心に聴講する姿がみられるので、一層内容を充実させる。
- 健診時の待ち時間に保育士などが絵本の読み聞かせを実施し、子供の読書に関連した啓発パンフレット等を配布し関心を高める。また、ホームページやアプリなどを活用し、積極的に乳幼児期からの読書の大切さ、楽しさを情報発信する。
- 金沢市図書館と連携して、3か月児健康診査会場で絵本の読み聞かせ等を実施し、絵本を介して赤ちゃんと保護者が心ふれあう楽しいひとときを体験し、親子の絆を育むきっかけづくりを行う。

子どもへの働きかけ

- 絵本コーナーの雰囲気づくりや飾り付けを子供の興味をひくように定期的に改善を図る。

環境整備

- 汚れたり破損した絵本を随時新しく更新し、良書を紹介する。
- ◎こども広場での絵本の読み聞かせでは、広場とは別の会場（部屋）を用意し、子供が安全に移動し、静かな環境で親子が本にふれあうことができるよう、環境づくりに努める。

人材育成

- ボランティアによる読み聞かせ会の回数を増やす。

連携協力

- 金沢市図書館や地域のボランティアと連携して、絵本コーナー等での読み聞かせ活動を行う。

5 企業

(1) 書店・書店商業組合

役割

書店・書店商業組合は書籍の流通・販売を通して地域の文化を支え、文化の向上に寄与する役割を担っている。子供の読書に関しても、家庭や学校などからの多種多様な書籍を求める声に応えるとともに、良質な本を普及させることにも努め、子供の健全な育成に貢献する。

現状・課題

子供の本専門店や大手書店では、数千冊の児童書を店頭揃え、定期的におはなし会や読み聞かせ会を行っている店舗もある。しかし、一般の書店の店頭に並ぶ児童書は、店舗全体の書籍との比率では低い傾向がある。

営業活動で学校を訪問するときには、教職員に出版情報を提供している。

また、新聞社等との共催による子供の読書関連イベント等を行っているが、「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」についての独自の取り組みはあまり行われていない。

新しいメディアの台頭の影響で、児童書の出版や流通の状況が変化してきている中で、子供や子供を育てる家庭に読書の楽しさを提案できる店舗を整備していくことが課題である。

行動指針 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 広く子供の読書活動についての関心と理解を深め、子供の読書活動を推進するために、児童書を扱うイベントや「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」の広報活動等を行う。

子どもへの働きかけ

- おはなし会や読み聞かせの会を実施し、読書の楽しさと本を紹介する活動を行い、子供が本や読書に興味を持つよう促す。

環境整備

- 各書店の独自性を生かしながら児童書コーナーを充実させ、多種多様な本との出会い

の場をつくり、本を選べる環境づくりに努める。

- ベストセラーや新刊書のほか、親から子へ読み継いでいきたい本や定評のある本を常備し、顧客の相談に応じられる店員を配置する。
- 絶版となった良書については、オンデマンド版の出版情報や復刊情報を発信する。

連携協力

- 学校、幼稚園、保育所等の教職員に、児童書の出版情報を提供する。
- 金沢市図書館に、郷土関係資料の出版情報を提供する。
- 優れた読書活動を行う団体を表彰する。
- 金沢市が実施する3か月児健康診査会場での絵本の読み聞かせ等に協力する。

国際理解

- 金沢市図書館や学校に、海外の児童書についての出版・流通情報を提供する。

(2) 報道機関

役割

広く社会に向けて、子供の読書に関する情報を発信し、子供の読書活動に対する関心を高めるうえで効果の高い働きをなす。また、社会が一体となって子供の読書活動を推し進めていくうえで必要となる世論の醸成に大きな役割を果たす。

現状・課題

新聞社・放送局等報道機関の中には、著名な絵本や児童図書の作家の講演会や絵本の原画展等、多彩なイベントを開催するなど、子供の読書に対する市民の関心を高める事業を積極的に実施しているところがある。

また、子供の読書に関する情報やニュース、児童書や絵本の紹介を記事や放送の形で市民に提供している。

行動指針 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 新聞記事や放送を通し、広範囲の市民に子供の読書に関する情報の提供等を行い、市民の意識啓発を図る。

子どもへの働きかけ

- 子供が読書に対する興味を喚起するような魅力ある事業・イベントを実施する。

連携協力

- 図書館や学校、各施設、子供の読書活動を支援する団体の活動やイベントを新聞記事

や放送により周知し、その活動を支援する。

(3) 一般企業

役割

一般企業は、社会貢献の一環や地域の一員として、子供の読書活動を直接的あるいは間接的に支援する。

また、従業員に対して子供の読書活動の重要性を啓発するとともに、従業員が取り組む読書活動を支援する。

現状・課題

一般企業においては、企業単独で、あるいは複数の企業が加盟する団体を通じて、学校や行政等に対し子供の本の寄附を行うなど、子供の読書活動に関わる支援を行っている。また、従業員への研修、教育や福利厚生活動の中で、子供の読書活動に関わる啓発・支援を行っている。

しかし、一般企業が行う社会貢献活動や従業員教育などの活動範囲は広く、子供の読書活動の啓発・支援はそのひとつである。

行動指針 [○は第三次プランから継続する取り組み／●は充実させていく取り組み／◎は新しい取り組み]

大人の意識啓発

- 子供の読書活動の推進に関わる施設や団体などに対し、会社施設の開放や従業員によるボランティア活動やイベントの支援を行う。
- 従業員教育等の中で、子供の読書への理解を深めるテーマを取り上げるとともに、従業員が家庭内で行う読書活動の取り組みを支援する。

子どもへの働きかけ

- 子供の読書に対する興味を喚起するような魅力ある事業・イベントを実施する。

環境整備

- 子供の読書活動を行っている施設等が必要とする図書や設備などの整備のための寄附を行う。

連携協力

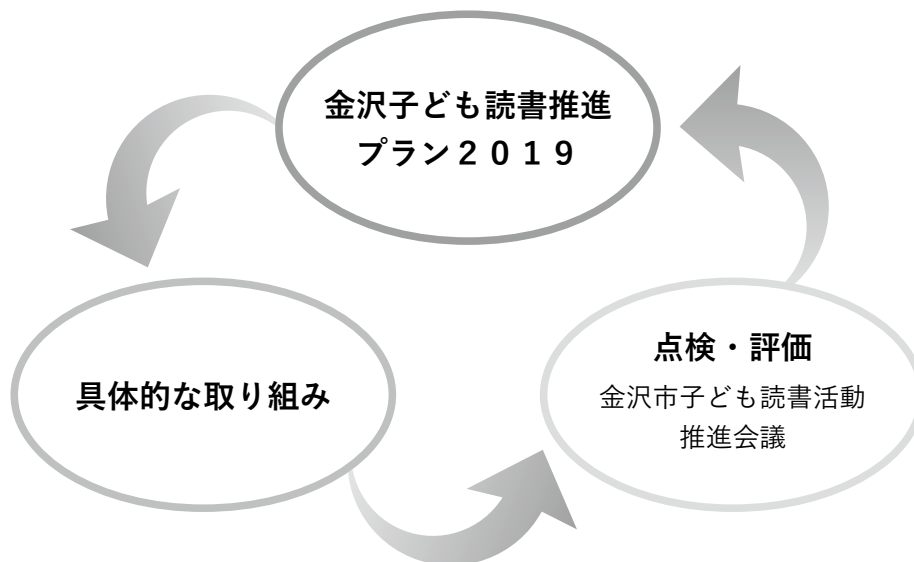
- 子供の読書活動を推進するボランティア団体などに対し、活動支援を行う。

「金沢子ども読書推進プラン2019」 の推進体制と計画の点検・評価

「金沢子ども読書推進プラン2019」の具現化を積極的、効果的に進めていくためには、家庭、学校等、地域、行政、企業の一体となった取り組みと、情報を共有しお互いに協力しあう体制の確立が必要である。

このため、「金沢市子ども読書活動推進会議」において、各方面での取り組みの進捗状況や実施結果について点検・評価を行うとともに各行動主体や読書関係団体との情報交換・共有等を図り、連携強化とネットワークの形成を育み、より一層の子供読書活動の推進を図る。

推進計画策定後のイメージ図



「金沢子ども読書推進プラン2019」 に関する審議経過

平成30年7月5日 第1回金沢市子ども読書活動推進会議
平成30年12月5日 第2回金沢市子ども読書活動推進会議
平成31年1月8日 第3回金沢市子ども読書活動推進会議
平成31年1月22日～平成31年2月20日
パブリックコメントの実施
平成31年2月22日 第4回金沢市子ども読書活動推進会議

金沢市子ども読書活動推進会議委員名簿

(平成31年3月)

委員長	中島 秀雄	金沢市図書館協議会
委員	浅賀 千鶴	石川子ども文庫連絡会
	桶川 治秀	金沢市PTA協議会
	折川 司	金沢大学人間社会学域学校教育系
	亀田 幸子	石川県私立幼稚園協会金沢支部
	越中 修	金沢市中学校校長会
	新蔵さとみ	金沢市社会福祉協議会保育部会保育士会
	中山 通子	金沢市児童館児童厚生員会
	山田 裕司	金沢市小学校校長会
	吉本 隆史	金沢市児童クラブ協議会

(五十音順、敬称略)

金沢市子ども読書活動推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「金沢子ども読書推進プラン21」(以下「推進プラン」という。)に基づき、推進プランを積極的、効果的に進め、子どもが読書に親しめる環境を作るために、金沢市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 推進会議は、子どもの読書活動に関する情報交換等を図るとともに、各方面での取り組みの進捗状況や実施結果を報告し、子どもの読書活動の推進を協議する。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 子どもの読書活動に関する機関及び団体を代表する者
- (2) 子どもの育成に関し識見を有する者
- (3) その他教育委員会が適当であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、初回に限り平成18年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 推進会議に、委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

【平成13年法律第154号】

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報

告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公立図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

子どもの幸せと健やかな成長を図るための 社会の役割に関する条例（金沢子ども条例）

【平成13年12月19日条例第73号】

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもを取り巻く社会環境の変化に対応した新しい時代の子どもの育成について、その基本理念、大人の責務、基本的な施策等を明らかにすることにより、金沢コミュニティが一体となって子どもの育成に主体的にかかわっていく中で、次代を担うすべての子どもの幸せと健やかな成長を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね15歳未満の者をいう。

2 この条例において「金沢コミュニティ」とは、金沢を愛する心が育んできた住民相互の高い連帯意識と福祉、環境、教育等のさまざまな分野にわたり相互に力を合わせて住みよいまちづくりを進めてきた公私協働の土壌が培われた本市固有の地域社会をいう。

（基本理念）

第3条 子どもの育成は、金沢コミュニティを形成する家庭、地域、学校、企業、行政等のすべてが、子どもの育成に責任を有することを認識し、その役割に応じて主体的に子どもの育成にかかわっていくとともに、すべての子どもの幸せと健やかな成長を図るという共通の目的の下に相互に連携し、及び協力して行われなければならない。

2 子どもの育成は、子どもの人格を尊重し、子どもが社会において保障されるべきさまざまな権利を有していることを認識するとともに、自ら考え、判断し、行動する力、健やかで思いやりのある心、金沢を愛する心、社会の一員としての責任感及び世界に通ずる広い視野と豊かな国際感覚を持つ子どもを育てることを基本として行われなければならない。

3 子どもの育成は、大人が、日常生活における大人の行動等が子どもに大きな影響を与えることを認識し、一人ひとりが自らの行動等を省みながら、自らを律することにより行われなければならない。

第2章 子どもの育成に関する大人の責務

（家庭の責務）

第4条 保護者は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの行動及び人格の形成に最も大きな責任を負うことを自覚し、愛情を持って子どもに接するとともに、基本的な生活習慣や社会的な決まりを守る意識を子どもが身に付けることができるようにしながら、子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、成長段階に応じて子どもとの適切な距離を保ちながら、家庭内における意思の疎通を図るよう努めるものとする。

(地域の責務)

第5条 地域の住民及び町会その他の地域関係団体（以下「地域の住民等」という。）は、基本理念にのっとり、健やかな子どもの育成に地域の主体的なかかわりが果たす役割の大切さを認識し、地域の住民等の高い連帯意識を生かし、又は培いながら、子どもの育成のために相互に連携し、及び協力して、地域の伝統行事等への子どもの参加に関する活動、ボランティア活動をはじめとする社会体験活動その他の地域における子どもの育成に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 地域の住民等は、基本理念にのっとり、地域において子どもを見守り、かつ、子どもへの声かけ等を行うことを通して、子どもとのかかわりを深めるよう努めるとともに、社会的な決まりに反し、又は他人に迷惑を及ぼすような子どもの行動に対しては、これを改めるよう注意と指導をするなど、地域全体としての取組を行うよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第6条 幼稚園及び保育所は、基本理念にのっとり、集団の中での遊び等を通して、人間としての基礎的な社会性を育み、子どもの心身の発達を助長するものとする。

- 2 小学校、中学校その他の義務教育諸学校は、基本理念にのっとり、集団生活を通して、社会性、基礎学力、自ら学び、考える力等を子どもが心身の発達に応じて身に付けることができるようにするものとする。

(企業の責務)

第7条 企業（企業以外の事業活動を営むすべてのものを含む。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、子どもを育てる家庭と企業とのかかわりや子どもの豊かな社会性を育むことについての企業の役割の大切さを認識し、企業で働く保護者がその子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、地域の住民等、学校等が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するための施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 3 市は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、企業等における子どもの育成に関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう総合的な調整を行うものとする。

第3章 子どもの育成に関する基本的な施策等

(子どもを育む行動計画の策定)

第9条 市は、子どもの育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもを育む行動計画（以下「行動計画」という。）を定めるものとする。

- 2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 家庭教育の充実及び子どもの育成に関する家庭への支援等に関する事項
- (2) 子どもの育成に関する地域の活動への支援等に関する事項
- (3) 学校教育等の充実に関する事項
- (4) 子どもの育成への企業のかかわりの促進等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子どもの育成を推進するために必要な事項
(子どもの自然体験活動等の充実等)

第10条 市、地域の住民等、学校等は、子どもの自然体験活動、社会体験活動、国際交流活動等の充実を図るとともに、これらの活動等を通して、年齢、世代、文化等を超えた人と人との広い交流の機会を確保するよう努めるものとする。

(子どもの自主的な活動への支援等)

第11条 市、地域の住民等、学校等は、スポーツ、科学、伝統文化等に関する子どもの自主的な活動を支援するとともに、子どもの自主的な企画及び運営による活動が行われるための機会を確保するよう努めるものとする。

(子どもの健全育成事業)

第12条 市は、子どもの健全な育成を図るための事業をより充実するとともに、子どもの健全な日常活動の積極的な推進を図るため、子どもの国内及び国外への派遣研修、善行表彰等の事業を実施するものとする。

(子どもに関する相談体制の充実等)

第13条 市は、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する相談を行う市の機関の密接な連携を図り、子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもに関する相談を行う市以外の機関、市民団体等との連携を深めることにより、虐待の防止、子どもの育成に係る相談体制の充実等に努めるものとする。

(金沢子ども週間)

第14条 金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するため、金沢子ども週間を次のように定める。

時期	趣旨
10月の第2日曜日からその直後の土曜日までの7日間	家庭、地域等における子どもとのふれあいを通して、大人が子どもに目を向け、共に話し合い、理解を深めるとともに、子どもの育成についての大人の役割の大切さを認識する。

第4章 子どもの育成についての推進体制

(金沢子どもを育む行動推進委員会)

第15条 金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するため、金沢子どもを育む行動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第16条 委員会は、行動計画に関する事項等について審議するとともに、この条例に基づく施策を総合的に推進するために必要な事項について協議するものとする。

(組織等)

第17条 委員会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員は、子どもの育成に関し識見を有する者、関係行政機関の職員及び本市の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第5章 雑則

(15歳以上18歳未満の者についての配慮)

第18条 この条例の施行に当たっては、子どもから大人への成長過程にあるおおむね15歳以上18歳未満の者についても、その心身の発達に応じて高まる自立性が尊重されながら、社会性、自ら考え、判断し、行動する力等の大人として必要な資質がさらに育まれるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 金沢市青少年問題協議会設置条例（昭和37年条例第2号）
 - (2) 金沢市児童健全育成事業条例（昭和54年条例第1号）
- 3 金沢市の基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]



金沢子ども読書推進プラン2019

2019年3月

発行／金沢市教育委員会

この冊子についてのお問い合わせは

金沢市教育委員会生涯学習部 図書館総務課

〒920-0863 石川県金沢市玉川町2番20号

TEL 076-221-1960 FAX 076-222-6938

E-mail : soumu_lib@city.kanazawa.lg.jp